

事業再生・債権管理

Restructuring, Rehabilitation and Debt Management

Newsletter

〈2020年5月号〉

目次

具体的な事案に関するお問い合わせはこちら

✉ [【事業再生・倒産に関する問い合わせフォーム】](#)

1

新型コロナウイルスに関する企業向け各種支援制度
～公的助成金を中心に～



2

債権回収における商事留置権



3

債権差押えと時効中断に関する最新判例 ～最判令和元年9月19日～



新型コロナウイルスに関する企業向け各種支援制度 ～公的助成金を中心に～

山内邦昭
Kuniaki Yamauchi

PROFILEはこちら

1 はじめに

これまで、弊所のニュースレターでは、いわゆる新型コロナウイルス感染症拡大の問題(以下「コロナウイルス問題」といいます。)に関し、金融面からの資金繰り支援制度を紹介して参りました。今回は少し目線を変えて、現時点で明らかになっている公的な助成金等を中心に、情報をご紹介させていただきます(いずれも令和2年5月3日現在のものであり、以下「現時点」ないし「本日」などという場合、同日のことを指します)。

2 雇用調整助成金

(1) 雇用調整助成金とは

雇用調整助成金とは、景気の変動、産業構造の変化その他の経済上の理由により、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、一時的な雇用調整(休業、教育訓練または出向)を実施することによって、従業員の雇用を維持した場合に助成金を支給するものです。

今般、コロナウイルス問題に伴い、以下のとおり特例が設けられました(以下「本件特例措置」といいます。)。なお、詳細に関しては、別途以下の厚生労働省のHPもご覧ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07.html

(2) 元々の制度内容について

ア 主な受給要件

まず、元々の受給要件は、概ね以下のとおりです。

- ① 雇用保険の適用事業主であること。
- ② 売上高又は生産量などの事業活動を示す指標について、その最近3か月間の月平均値が前年同期に比べて10%以上減少していること。
- ③ 雇用保険被保険者数及び受け入れている派遣労働者数による雇用量を示す指標について、その最近3か月間の月平均値が前年同期に比べて、中小企業の場合は10%を超えてかつ4人以上、中小企業以外の場合は5%を超えてかつ6人以上増加していないこと。
- ④ 実施する雇用調整が一定の基準を満たすものであること。
- ⑤ 労働者に対して休業又は教育訓練を実施したこと

イ 受給額

次に、受給額としては以下のとおりです。

- ① 休業を実施した場合には事業主が支払った休業手当負担額、教育訓練を実施した場合には賃金負担額の相当額に次の助成率を乗じた額¹。
助成率: 中小企業の場合2/3、それ以外の場合1/2
- ② 教育訓練を行った場合は、①に、1人1日あたり1、200円が加算される。
- ③ 対象労働者1人あたり1日8,330円が上限。
- ④ 休業・教育訓練の場合、その初日から1年の間に最大100日分、3年の間に最大150日分受給できます。出向の場合は最長1年の出向期間中受給できます。

1:実際の計算式は以下のとおりです。

事業所の1日の平均賃金額に、①休業手当支払率(60%~100%)と②助成率(特例:中小企業4/5、大企業2/3)を掛けて1日当たりの助成額単価を求める(1日の助成額単価が8,330円を超えたときは8,330円で計算)。助成額単価に従業員を休業させた休業延べ日数を掛けた総額が助成額になる。「1日の平均賃金額」は前年度の雇用保険料の算定の基礎となる賃金総額等を従業員数(前年度毎月平均雇用保険被保険者数)と1年間の所定労働日数で割る。

※なお、③の日額上限について、現時点では、政府において引き上げを検討されているとの報道もございますので、今後の動向に注目が重要です。

((1) 記載のURLより抜粋したもの)

ア 概要

(2)で紹介した従来の制度と本件特例措置との相違点は、以下のとおりです。

(3) 本件特例措置の内容

新型コロナウイルス感染症にかかる雇用調整助成金の特例措置の拡大	
雇用調整助成金	経済上の理由により、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、雇用の維持を図るための休業手当に要した費用を助成する制度
特例以外の場合の雇用調整助成金	新型コロナウイルス感染症特例措置 緊急対応期間 (4月1日から6月30日まで) 感染拡大防止のため、この期間中は、全国で以下の特例措置を実施
経済上の理由により、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主	新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主(全業種)
生産指標要件 3か月10%以上低下	生産指標要件を緩和 (1か月5%以上低下)
被保険者が対象	雇用保険被保険者でない労働者の休業も助成金の対象に含める
助成率 2/3(中小)、1/2(大企業)	4/5(中小)、2/3(大企業) (解雇等を行わない場合は9/10(中小)、3/4(大企業))
計画届は事前提出	計画届の事後提出を認める(1月24日～6月30日まで)
1年のクーリング期間が必要	クーリング期間を撤廃
6か月以上の被保険者期間が必要	被保険者期間要件を撤廃
支給限度日数 1年100日、3年150日	同左+上記対象期間
短時間一斉休業のみ 休業規模要件 1/20(中小)、1/15(大企業)	短時間休業の要件を緩和 併せて、休業規模要件を緩和(1/40(中小)、1/30(大企業))
残業相殺	残業相殺を停止
教育訓練が必要な被保険者に対する教育訓練 助成率2/3(中小)、1/2(大企業) 加算額1,200円	4/5(中小)、2/3(大企業) (解雇等を行わない場合9/10(中小)、3/4(大企業)) 加算額 2,400円(中小)、1,800円(大企業)

※中小企業か大企業かは、業種ごとに、資本金または従業員数で決せられます。
※クーリング期間とは、助成金の連続使用を不可とする要件のこと。
※残業相殺とは、労働者を休業等させる一方で残業や休日出勤をさせた場合に、助成の対象となる休業等延べ日数の算定に当たり、残業や休日出勤の時間分を控除すること。

イ 本件特例措置の主な特徴

アと若干重複しますが、簡単に、本件特例措置の主な特徴を整理すると、以下のとおりです。

- ① 助成率のアップ(解雇しなかった場合にはさらにアップ)
- ② 支給限度日数のアップ(緊急対応期間分は上乘せになる)

③ 雇用保険被保険者でなくても可(アルバイト、パートでも可)

④ 休業規模要件の緩和

⑤ 計画届の事前届出が不要となり、事後届出が可能となった

⑥ クーリング期間が撤廃された

(4) いくつかの注意点等(雇用調整助成金FAQ²より)

・雇用調整助成金の助成対象となる「休業」とは、所定労働日に従業員である労働者を休ませるものをいいます(単に事業所が営業を休むことをいうものではありません。)

・休業期間中の休業手当の額が平均賃金の60%を下回っていた場合は、助成金は支給されません³。もちろん、休業手当を支払っていない場合には助成の対象外です。

・事業所内に新型コロナウイルスの感染者が発生し、感染拡大防止の観点から事業主が自主的に休業等を行った場合には、感染者以外の者の休業手当は雇用調整助成金の対象となりますが、患者本人の休業手当は雇用調整助成金の対象外(健康保険制度の傷病手当の対象)とされます。

・緊急対応期間の延長に関しては、6月末の期限が近付いてきた段階で、感染状況等を見極め、必要な対応を検討する、とされています。

・事業主が支給申請書を提出後審査がなされ、適式である場合には1か月程度で支給(不支給)決定がなされる、とされています。

(5) 更なる拡充措置

令和2年5月1日付けで、さらに、以下のとおりの拡充措置が設けられました。同年4月8日以降の休業等に遡及して適用されます。

I 中小企業が都道府県知事からの休業要請を受ける等一定の要件を満たす場合に、休業手当全体の助成率を特例的に100%とする。

2:(1)のHP内にリンクがあります。

3:労働基準法26条の規定に反しないものである必要があるということです。

II Iに該当しない場合であっても、中小企業が休業手当を支給する際、支払率が60%を超える部分の助成率を特例的に100%とする。

※ ただし、I、IIについて金額の上限は引き続き8,330円です。

III 生産指標の比較対象となる月の要件を緩和。

詳細は、こちらをご覧ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_11128.html

(6) 小括

雇用調整助成金は、政府の目玉政策の一つともいえるものですが、現在各地方の労働局に問い合わせが多くなされており、また、手続面での複雑さも否めないところです(そのためか、支給実績も芳しくないという情報もみられます)。もしお困りのことがございましたら、弁護士を含め、専門家にご相談いただくことをお勧めいたします。

3 新型コロナ休暇支援

(1) 制度概要

新型コロナウイルスの感染拡大防止策として、小学校等が臨時休業した場合等に、その小学校等に通う子の保護者である労働者の休職に伴う所得の減少に対応するため、正規雇用・非正規雇用を問わず、有給の休暇(年次有給休暇を除く。)を取得させた企業に対する助成金を支給するものです。当該制度は、事業者に対し、被用者に有給休暇を取得させるインセンティブを与えることが狙いであると考えられます。書式等の詳細については、(2)で説明するほか、別途以下の厚生労働省のHPもご覧ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07_00002.html

(2) 助成の詳細について

ア 対象となる事業者

令和2年4月1日から6月30日までの間に、以下の子どもの世話を保護者として行うことが必要となった労働者に対し、労働基準法39条が定める年次有給休暇を除く有給の休暇(賃金全額支給)を取得させた事業主

- * 新型コロナウイルス感染症に関する対応として、ガイドライン等に基づき、臨時休業等をした小学校等に通う子ども
- * 新型コロナウイルスに感染した子どもなど、小学校等を休む必要がある子ども

イ 助成内容

対象労働者に支払った賃金相当額⁴×10/10
ただし、助成の上限は日額8,330円

ウ 対象となる保護者

親権者、未成年後見人その他の者(里親、祖父母等)であって、子どもを現に監護する者。事業主が有給休暇の対象とする場合には、子どもの世話を一時的に補助する親族も含まれます。

エ 対象となる有給休暇

半日単位、時間単位の休暇も対象(時短は休暇とは違うので対象外です)。

オ 申請期限

令和2年9月30日までとされています。

4 各種給付金

(1) 持続化給付金

ア 制度の概要

感染症拡大により、特に大きな影響を受ける事業者に対して、事業全般に広く使える給付金を支給するというものです。

令和2年5月1日からオンラインでの給付申請が開始しましたので、既にご覧になった方も多いかとは存じますが、以下、現時点での情報をご紹介します。詳細に関しては併せて以下のURLもご参照ください。

<https://mirasapo-plus.go.jp/infomation/5462/>

イ 支給対象

① 2020年4月1日時点において、大要、次のいずれかを満たすことが必要です。

I 資本金の額又は出資の総額が10億円未満であること。

II 資本金の額又は出資の総額が定められていない場合は、常時使用する従業員の数が2000人以下であること。

② 2019年以前から事業により事業収入(売上)を得ており、今後も事業を継続する意思があること。

③ 2020年1月以降、新型コロナウイルス感染症拡大の影響等により、前年同月比で事業収入が50%以上減少した月(「対象月」)が存在すること。

※対象月は、2020年1月から申請する月の前月までの間で、前年同月比で事業収入が50%以上減少した月のうち、ひと月を任意選択。

ウ 支給額

法人は200万円、個人は100万円が上限です。

具体的な算定については、

<https://www.jizokuka-kvufu.jp/overview/>

にシミュレーションソフトが添付されています。

エ 支給手続等

4: 対象労働者の日額換算賃金額(※各対象労働者の通常の賃金を日額換算したもの(8,330円を超える場合は8,330円))×有給休暇の日数

① 電子申請が原則。申請に関して、

<https://www.jizokuka-kyufu.jp/>

② ホームページでの申請から2週間程度で給付されるという事です。

オ 現在の状況

一部には、申請が殺到しておりなかなかサイトに入ることができないという情報もございますが、特に問題なく申請を完了したという方もおられるようです。

(2) 各地方公共団体の支援策

現在、各地方公共団体でも、支援金の交付を検討ないし実施し始めてしているようです。

例えば、大阪府においては、本日から、「休業要請支援金(府・市町村共同支援金)」の申請受付が開始されています。支給額は中小企業100万円(大阪府と市町村で1/2ずつ負担)、個人事業主50万円(大阪府と市町村で1/2ずつ負担)とされています。詳細は

<http://www.pref.osaka.lg.jp/keieishien/kyugyoshienkin/index.html>

をご覧ください。Web受付の上、申請書その他添付資料の郵送(青色レターパック)が必要になります。申請受付期限が令和2年5月31日まで(当日消印有効)と大変短いようですので、くれぐれもご注意ください。

5 公租公課等について

(1) 厚生年金保険料等・労働保険料等の納付猶予・換価猶予制度

厚生年金保険料等、労働保険料等について納付の猶予及び換価の猶予制度があることについてはご高岸のとおりですが、今般、コロナウイルス問題に関連して、これらの制度については以下のように扱われています。

ア 厚生年金保険料等について

(ア) 納付の猶予

令和2年4月30日より、新型コロナウイルス感染症の影響により事業等に係る収入に相当の減少(※1)があり、一時的に厚生年金保険料等を納付することが困難となった事業主等は、年金事務所へ申請することにより、厚生年金保険料等の納付の猶予(特例)を受けることができるようになりました。

納付の猶予(特例)が認められた場合は、厚生年金保険料等の納付が納期限から1年間猶予され、その間の延滞金は全額免除となります。担保の提供も不要です。

指定期限(毎月の納期限からおおよそ25日後)までの申請が必要とされていますので、ご注意ください。

<https://www.nenkin.go.jp/oshirase/taisetu/2020/202003/20200304.html>

(※1)令和2年2月以降の任意の期間(1か月以上)における事業等に係る収入が、前年同期に比べて20%以上減少している場合に該当するとされています。

(イ) 換価の猶予

上記と異なり、厚生年金保険料等を分割納付できる制度もあります(換価の猶予)。こちらは、特にコロナウイルス問題特有の制度ではないものの、「厚生年金保険料等を一時に納付することにより、事業の継続等を困難にするおそれがあると認められる」等の要件を満たす場合に、申請によって認められます。

こちらについては延滞金が全額免除されるわけではなく、また担保の提供も必要ということですので、ご注意ください。

<https://www.nenkin.go.jp/service/kounen/jigyonushi/sonota/kankayuyo.html>

イ 労働保険料等について

(ア) 納付の猶予について

労働保険料等については、納付の猶予についての特例が設けられています。すなわち、新型コロナウイルス感染症の発生に伴い、全積極財産(負債を除く資産)の概ね20%以

上に損失(相当の損失)を受けた場合⁵、災害による「納付の猶予」を受けられる場合がある、とされています。

また、事業財産に相当の損失を受けたと認められず、災害による納付の猶予を受けることができない場合であっても、通常の場合の納付の猶予を受けることはできます。

(通常の場合の納付の猶予の要件)

次のいずれかに該当する事実があるとき。

- ・財産につき、震災、風水害、落雷、火災その他の災害を受け、又は盗難にあったこと
- ・事業主又はその生計を一にする親族が病気にかかり、又は負傷したこと
- ・事業を廃止し、又は休業したこと
- ・その事業につき著しい損失⁶を受けたこと
- ・上記に類する事実があった場合

(イ) 換価の猶予について

現在、特段の特例はないようです。

(2) 税金等

ア 国税・地方税関係

(ア) 国税について

こちらも令和2年4月30日の予算成立により、以下の特例が設けられました。

① 納税の猶予制度の特例

新型コロナウイルスの影響により、令和2年2月以降の任意の期間(1か月以上)において事業等に係る収入が前年同期に比べて概ね20%以上減少していること、一時に納税を行うことが困難であることのいずれも満たす場合には、1年間国税の納付を猶予できるとされています(担保提供不要、延滞金無し)。

令和2年6月30日又は納期限のいずれか遅い日までに申請が必要とされていますのでご注意ください。詳細につ

いては、以下の国税庁のHPもご覧ください。

https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nofu_konnan.htm

② 欠損金の繰戻しによる還付の特例

資本金1億円超10億円以下の法人も青色欠損金の繰戻し還付を受けられるようになりました。また、コロナウイルス問題により損失が発生した場合には、災害損失欠損金の繰戻しによる法人税の還付を受けられるようになる場合があります。

詳細については、顧問税理士の先生などにご確認ください。

上記のほかにも各種措置がございます。上記を含め詳細については、以下の財務省のURLをご参照ください。

https://www.mof.go.jp/tax_policy/keizaitaisaku.html

(イ) 地方税について

こちらも令和2年4月30日から以下の特例が設けられました。

① 徴収の猶予制度の特例

令和2年1月31日から令和3年1月31日までの間に納期限が到来する地方税について、収入前年同期に比べ概ね20%以上減少していること、税を一時に納付し、又は納入を行うことが困難であることのいずれも満たす場合には、1年間の徴収を猶予する(担保提供不要、延滞金無し)というものです。

対象となる地方税は、令和2年2月1日から同3年1月31日までに納期限が到来する個人住民税、地方法人二税、固定資産税などほぼすべての税目(証紙徴収の方法で納めるものを除く)ということであり、既に納期限が過ぎている未納の地方税(他の猶予を受けているものを含む)についても遡ってこの特例を利用することができるとされています。

② 固定資産税の減免

以下の中小事業者等(資本金の額又は出資金の額が1

5:厚生労働省によれば、消毒作業等により財産(棚卸資産等)に損害を被った場合が挙げられています。

6:申請前の1年間において、その前年の利益額の2分の1を超える損失(赤字)を生じた場合。

億円以下の法人、あるいは資本又は出資を有しない法人又は個人は従業員1000人以下の法人)に対して、令和3年度課税の1年分について、償却資産および事業用家屋に係る固定資産税及び都市計画税を減免するものです。

令和2年2月から10月までの任意の3か月間の売上高が前年の同期間と比べて30%以上50%未満減少している者については2分の1、50%以上減少している者にはゼロ。申請書の様式は現時点では未確定です。

中小企業庁より情報が発信されています。以下をご参照下さい。

<https://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/zeisei/2020/200501zeisei.html>

上記のほかにも各種措置がございます。上記を含めた詳細については、以下の総務省のURLをご参照ください。

https://www.soumu.go.jp/menu_kyotsuu/important/kinkyu02_000399.html

(3) 公共料金

令和2年3月19日付けで、総務省より、水道、下水道、ガス事業を営む地方公共団体に対して、公共料金の支払猶予について適切に対応するよう求める旨の通知がなされております(同日付け総財公第72号総務省自治財政局公営企業課長通知)。

具体的な事案に関するお問い合わせはこちら



【事業再生・倒産に関する問い合わせフォーム】

債権回収における商事留置権

大江祥雅
Yoshimasa Oe

PROFILEはこちら



第1 はじめに

新型コロナウイルス感染症の拡大を踏まえた緊急事態宣言などにより経済環境は急激に悪化しています。政府系融資の拡充や雇用調整助成金に関連する支援策など、政府も様々な対応策を講じていますし、各事業者も日々心身をすり減らして事業の維持に努力されているものと思います。

しかし、残念ながら事業者の中には資金繰りを維持することができず、取引先への代金の支払いを遅延したり、場合によっては破産等せざるを得ないところもあると思います。自らの事業維持のためにも債権管理・債権回収に留意しなければなりません。債権回収の1つとして、商事留置権を紹介します。

第2 商事留置権とは

留置権は、担保権の1つですが、当事者の合意によって設定される抵当権や質権とは異なり、法律が定める一定の要件が満たされる場合は当事者の合意がなくても認められるものであり、法定担保権と言われています。当事者の合意が不要という点が、留置権の大きな特徴(メリット)です。

留置権には、民事留置権(民法295条)と商事留置権(商法521条)がありますが、商事留置権は、次のとおり、民事留置権に比べて債権回収に有用です。

商事留置権は、商人である債権者が、同じく商人である債務者に対して商行為に基づく弁済期にある債権を有し、債務者の所有する物又は有価証券を占有していれば、債権者は商事留置権に基づいてその物又は有価証券を留置することができます。例えば、

- ① X社は、Y社からの依頼でパソコンの修理をし、修理代金債権を有している。
- ② X社は、このパソコンを既にY社に引き渡している。

③ X社は、その後、Y社から修理のためにカメラを預かっているが、修理未了で、修理代金債権も発生していない。という事案において、X社は、Y社から「修理は不要になったので、カメラを返して欲しい。」と言われても、Y社が弁済期に来ているパソコンの修理代金債権を支払っていなければ、修理代金債権の支払いを盾にこれを拒むことができます。

民事留置権は、商事留置権と異なり、債権者が債務者等の物を占有していても、債権と物が同一の法律関係等から生じたものでなければ(牽連性がなければ)、その物を留置することができず(民法295条)、上記例では、パソコン修理代金債権でカメラの返還を拒むことはできません。返還を拒むことができるのはパソコンだけで、これは既にY社に引き渡してしまっている以上、X社は民事留置権を主張できません。

また、商事留置権は、民事留置権と異なり、破産手続・民事再生手続において別除権として扱われますので、その行使により債権回収を図ることができます(破産法66条1項、民事再生法53条1項)。会社更生手続においても、商事留置権は、民事留置権と異なり、更生担保権として扱われます(会社更生法2条10項)。

第3 商事留置権の要件

商事留置権が成立するための要件は、

- (a) 債権者と債務者が共に商人であること
- (b) 債権者が債務者に対して商行為に基づく債権を有していること
- (c) この債権が弁済期にあること
- (d) 債権者が債務者の所有する物又は有価証券を占有していること

ですが、ビジネス上の取引においては、(a)と(b)の要件が

満たされることは多いと思います。

しかし、(b)について、債権者の債務者に対する債権が他人から譲り受けたものであるときは、(b)の要件は満たされません。上記例であれば、X社が、Z社のY社に対するパソコン修理代金債権を譲り受けていたときは、X社は商事留置権を主張することはできません。ただし、X社がZ社から譲り受けた債権が手形や小切手などの流通証券に基づく手形債権や小切手債権の場合は、商事留置権を主張できるとされています(通説)。これは、商人間の取引における信用を保護するという商事留置権の趣旨が、債権を譲り受けた場合には妥当しないものの、手形等の場合には、債務者は、特定の債権者(Z社)に対してのみ債務を負担する意思ではなく、広く手形等の所持人に債務を負担する意思を元々有しているため、商事留置権の趣旨が妥当するからとされています。

(c)については、弁済期がまだ来ていない時点において、債権者が債務者の窮状、もうすぐ倒産するかもしれないという情報を得たときに問題点があります。債権者と債務者間の契約書において期限の利益喪失に関する条項があり、このような信用不安情報をもって期限の利益を喪失させることができるとされているのであれば、当該条項を使って(c)の要件を満たすことが考えられます。しかし、受発注書のやり取りのみで契約書が作られていないこともあるでしょうし、信用不安情報が噂程度であって客観的な根拠がないこともあるなど、有効に期限の利益を喪失させることができるか不明確なことも少なくありません。この点は個別事案に応じた慎重な検討が必要となります。

(d)の「債務者の所有する物又は有価証券」という要件については、例えば債務者が第三者から預かっている物を債権者が占有しているときや、第三者に所有権留保されている物であるときは、満たされないこととなります。また、グループ会社と取引している場合にも(d)の要件を欠く場合があります。グループ会社といえどもそれを構成している個々の会社はあくまで別会社ですので、グループ会社P社に対する債権を

もって、グループ会社Q社から預かっている商品について商事留置権を行使することはできません。なお、債権者が占有を開始した後に債務者がその動産を譲渡した場合は、商事留置権は失われないとされています。実務上、逐一、債務者から預かっている物について所有者が誰かを確認することや、取引関係を確認することは容易ではありませんが、経済環境が悪化しているこのような時には、商流の内容や所有者の確認をしておくことは有用と考えられます。

なお、不動産が商事留置権の目的物となるかという論点がありますが、これについては事業再生・債権管理Newsletter 2018年7月号「債務者所有の不動産を占有している場合の債権回収～不動産を商事留置権の対象と認めた平成29年12月14日最高裁判決について～」をご参照ください。

第4 商事留置権の効力

商事留置権の要件が満たされる場合、債権者は債務者の所有する物又は有価証券を留置することができます。つまり、債権者は、「弁済がなされない限り預かっている物は返さない。」と主張できますので、その物を返還して欲しいと思う債務者からの任意での支払いを期待することができます。実務上、商事留置権が行使された場合、債権者と債務者間で和解が成立しているケースが比較的多いのではないかと思います。

なお、例えば債権者は10万円の債権しか有していないが、1000万円の物(1万円の物1000個)を預かっている場合において、10個しか留置できないのか1000個全部留置できるのかという疑問が生じるかもしれません。この点、債務者が倒産して留置物を正常な価格で処分できず、次に記載する競売によっては二足三文になってしまうおそれがあるなど、留置物の価値を容易に算定できないことも少なくありません。債権額に対してあまりに不均衡に高額な商品については留置権の成立・行使が制限される可能性はあると考えられるものの、不均衡であるから直ちに留置権の成立・行使が制限され

るものでもありません。個別事案に応じた慎重な検討が必要となりますが留置できるケースが多いのではないかと思います。

商事留置権の行使にもかかわらず債務者と和解できなかった場合ですが、債権者は、債務者の了解なく留置物を使用・賃貸したり、これを担保提供することで債権回収を図ることはできませんが(民法298条2項)、留置物を競売することはできます(民事執行法195条)。ただし、債務者が破産する前に行う競売では、債務名義を有する他の一般債権者の権利行使が制限されていないので、競売の代金について他の一般の債権者も手続を経て配当に参加することができ、必ずしも留置権者が優先的な債権回収をできるものではないとされている一方で、債務者が破産した後に商事留置権による競売を行えば、他の一般債権者の権利行使が破産の効果によって制限されて配当に参加できないことから、留置権者が事実上優先的な債権回収ができるとされています(多数説)、競売のタイミングについては留意が必要です。

なお、債務者が破産した後は、商事留置権が特別の先取特権とみなされることから(破産法66条1項)、商事留置権に基づく競売とは別に特別の先取特権に基づく競売も可能ですが、特別の先取特権は民法などの規定による他の債権者の特別の先取特権に劣後するため(破産法66条2項)、必ずしも優先的な債権回収をできるとは限られなくなりますので、注意が必要です。

第5 結語

紙面の関係上、本原稿では、商事留置権の要件や効力について、その一部に言及しているのみです。緊急事態宣言により様々な制約があるかもしれませんが、取引先に支払遅滞などが生じたら、商事留置権を始め債権回収の方法等について、弁護士に相談いただければと思います。

新型コロナウイルス感染症が一日でも早く収束し、死者や患者が一人でも少なくてすむことを、また経済への打撃も最小限になればと心より祈念しております。

具体的な事案に関するお問い合わせはこちら



[【事業再生・倒産に関する問い合わせフォーム】](#)

債権差押えと時効中断に関する最新判例 ～最判令和元年9月19日～

辻田 俊幸
Toshiyuki Tsujita

PROFILEはこちら



第1 はじめに

債権管理・回収において、債権が時効消滅することは債権者にとって不利益でしかなく、時効期間の管理の重要性は言うまでもありません。今般、債権回収の一般的な手段である債権差押えと消滅時効の中断¹⁾に関して、新たな判例(最判令和元年9月19日・民集73巻4号438頁)が出ましたので、本判決の概要及び本判決を踏まえた実務対応を紹介させていただきます。

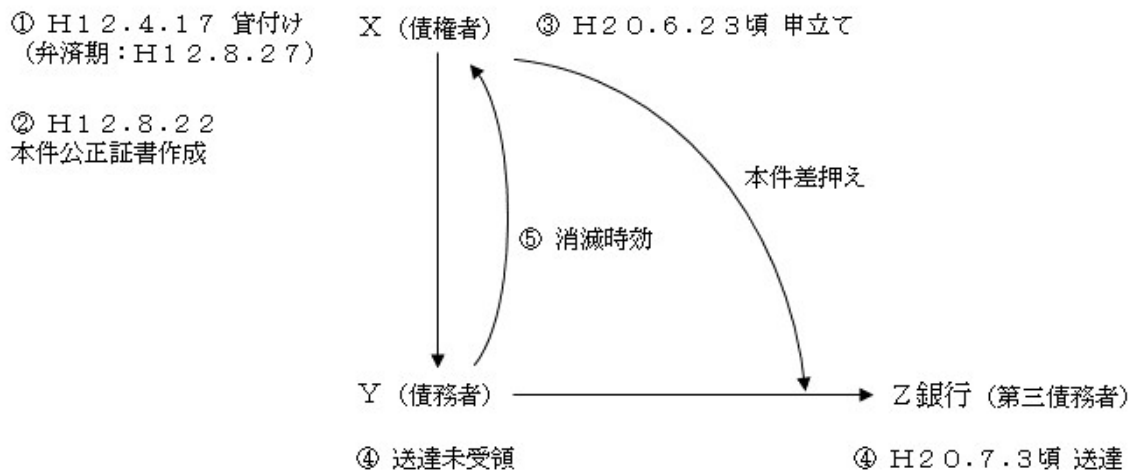
第2 事案の概要

Xは、平成12年4月17日、Yに対し、弁済期を同年8月27日として336万円を貸し付け(以下、この貸付けに係る債権を「本件貸金債権」といいます。)、XとYとの間で、平成12年8月22日、本件貸金債権について公正証書(以下「本件公正証書」といいます。))が作成されました。本件公正証書には

強制執行認諾文言が記載されていました。

その後、Xは、平成20年6月23日頃、裁判所に対し、本件公正証書を債務名義に、本件貸金債権を請求債権として、YのZ銀行に対する預貯金債権の差押えを申し立てました。裁判所は、Xの申し立てを認容する債権差押命令(以下「本件差押命令」といいます。))を発し、同年7月3日までにZ銀行に送達されましたが(以下、本件差押命令による差押えを「本件差押え」といいます。)、Yが申立書に記載された住所(住民票記載の住所)に居住していなかったことから、Yには送達されませんでした。

Yは、本件貸金債権の弁済期から10年が経過した後、本件差押命令正本の送達を受けておらず時効の中断は生じていないため、本件貸金債権について消滅時効が完成していると主張し、本件公正証書の執行力の排除を求めて請求異議訴訟を提起しました。



1:平成29年法律第44号による民法改正により時効の中断という用語は原則廃止されましたが、本件は民法改正前の事案であることから、本ニュースレターでは時効の中断という用語を使用します。また、特に本文に説明がない限り、「民法〇条」は改正前の民法及びその条数を指し、改正後の民法は「改正民法〇条」と表記します。

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士へのアドバイスをお受け頂ければと存じます。

第3 争点

本件においては、Yが本件差押命令正本の送達を受けておらず、Yは本件差押えを認識していたとはいえないことから、本件貸金債権の消滅時効の中断の効力が生じるために、Yが本件差押えを了知し得る状態に置かれたことを要するか否かが争われました。

もし、本件貸金債権の時効中断効の発生にYの了知可能性が必要であるとすると、Xとしては本件差押命令の申立てによる時効中断効の発生のためにYの所在調査等が必要となり、過大な負担となり得るのに対し、上記のような場合に本件差押命令の申立てによって直ちに本件貸金債権の時効中断効が生じると解すると、本件差押えを認識していないYにとって不測の不利益が生じかねないことから、裁判所の判断が注目されました。

第4 裁判所の判断

1 原審の判断(時効中断を否定)

原審は、「差押え(中略)は、時効の利益を受ける者に対してしないときは、その者に通知をした後でなければ、時効の中断の効力を生じない。」と規定した民法155条²の法意に照らせば、本件差押えによって本件貸金債権の消滅時効の中断の効力が生じるためには本件貸金債権の消滅時効期間が経過する前にYが本件差押えを了知し得る状態に置かれることを要するとして、本件では時効中断は生じておらず、Yの主張する本件貸金債権の消滅時効の完成を認めました。

2 最高裁の判断(時効中断を肯定)

これに対して、最高裁は、以下のとおり原審の判断を覆して、消滅時効を認めませんでした。

最高裁は、原審が理由付けに用いた民法155条について、差押え等による時効中断の効力を差押え等の当事者以

外の者に及ぼす場合、その者が不測の不利益を被ることがないように、その者への通知を要することとした規定であると解されるところ、債権の差押えによる請求債権の消滅時効の中断において、その債務者(本件のY)は、中断行為の当事者にほかならないことから、上記中断の効力が生ずるためには、その債務者が当該差押えを了知し得る状態に置かれることを要しないと解するのが相当であるとの旨を判示し、本件差押命令の申立てによって本件貸金債権の時効は中断しているとして、本件貸金債権の時効消滅を認めず、Yの主張を退けました。

第5 本判例を前提とした実務対応

1 時効完成の猶予

債権の差押えにおいて、その事実を債務者に事前に知られてしまうと、債務者が債権譲渡や取立てをしてしまい差押えが空振りに終わる可能性があることから、通常、密行性を保持したまま債権の差押えを行います。また、債務者から債権回収に関して自発的な協力を得られないからこそ差押えに至ることが通常です。そのため、債権者は、債務者に所在確認をできないまま、債権者が入手した債務者の住民票等の住所を申立書に記載せざるを得ないため、債務者が別の場所に居住している場合などに、債務者に対する差押命令の送達がなされないケースが実務上相当数発生すると思われます。

このような場合でも、本判例を前提にすると、差押命令の申立て後、債権者が債権差押命令の申立てを取り下げるか裁判所が差押命令を取り消して差押手続が終了してから6か月を経過するまでの間、時効の完成が猶予されることとなります(改正民法148条1項1号)。そのため、債権者としては、ひとまず債権差押命令の申立てをすれば、その後時効の完成が猶予されている間に債務者の所在調査や他の財産に対

²民法155条(改正民法154条)の例としては、物上保証人に対する抵当権が実行された場合、その旨が債務者に通知されなければ、債務者との関係で時効中断の効力が生じないことが挙げられます。

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみには依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

する強制執行等を検討することができます。

2 債務者への差押命令の送達がされない場合と差押命令の取消し

もともと、民事執行法145条7項及び8項は、債権執行において、裁判所は債務者に対する差押命令の送達をすることができない場合には債権者に対し相当の期間を定め、その期間内に送達をすべき場所の申し出等をすべきことを命ずることができ、債権者が上記申し出をしないときは差押命令を取り消すことができるとしています。そのため、差押命令の申立て後、債務者の所在調査等を怠り、長期間にわたり手続を

放置すると上記のとおり裁判所に差押命令を取り消され、時効の完成の猶予が維持されないことになりかねないため、留意する必要があります。

第6 終わりに

本件は、債権差押命令正本が債務者に送達されない場合においても、債権差押命令の申立てによって請求債権の消滅時効が中断するかという実務上相当数存在すると思われる事案に対して一定の結論を示したものであり、とりわけ債権管理・回収の実務関係者にとって重要な意義を有することから紹介した次第です。

具体的な事案に関するお問い合わせはこちら



[【事業再生・倒産に関する問い合わせフォーム】](#)